

第7章 総社市は障がい者の「教育」に責任をもちます

第7章 総社市は障がい者の「教育」に責任をもちます

1. 教育，文化芸術活動・スポーツ等の振興

障がいの有無に関わらず，すべての子どもが共に教育を受けられるよう，特別な支援が必要な子ども一人ひとりのニーズをきめ細かく把握しながら，適切な支援を行うことが重要です。また，障がいのある子どもに対する教育環境においては，その子どもが持っている能力を最大限に伸ばし，将来社会の中でいきいきと希望に満ちた生活を送ることができ，社会的に自立するための生きる力を身につけることができるような環境整備が必要となります。本人やその保護者が望む教育を妨げる要因をできる限り取り除くことで，より多くの選択肢を確保できるよう努めていきます。

障がい者の権利に関する条約第24条によれば，インクルーシブ教育システムとは，障がいのある人と障がいのない人がともに学ぶ仕組みであり，障がいのある子どもが教育制度一般から排除されないこと，地域において教育の機会が与えられること，個人に必要な「合理的配慮」が提供されることなどが必要とされています。本市においても，このインクルーシブ教育システムの理念を踏まえ，すべての子どもたちがともに学び，一人ひとりの特性・能力に応じた指導を受けられる教育の推進に努めます。

※ インクルーシブ教育について

インクルーシブ教育とは，障がいのある子どもを含むすべての子どもに対して，子ども一人ひとりの教育的ニーズにあった適切な教育的支援を，「通常の学級において」行う教育のことです。本市においても，このインクルーシブ教育システムの理念を踏まえ，すべての子どもたちがともに学べ，一人ひとりの特性・能力に応じた指導を受けられる教育の推進に努める必要があります。

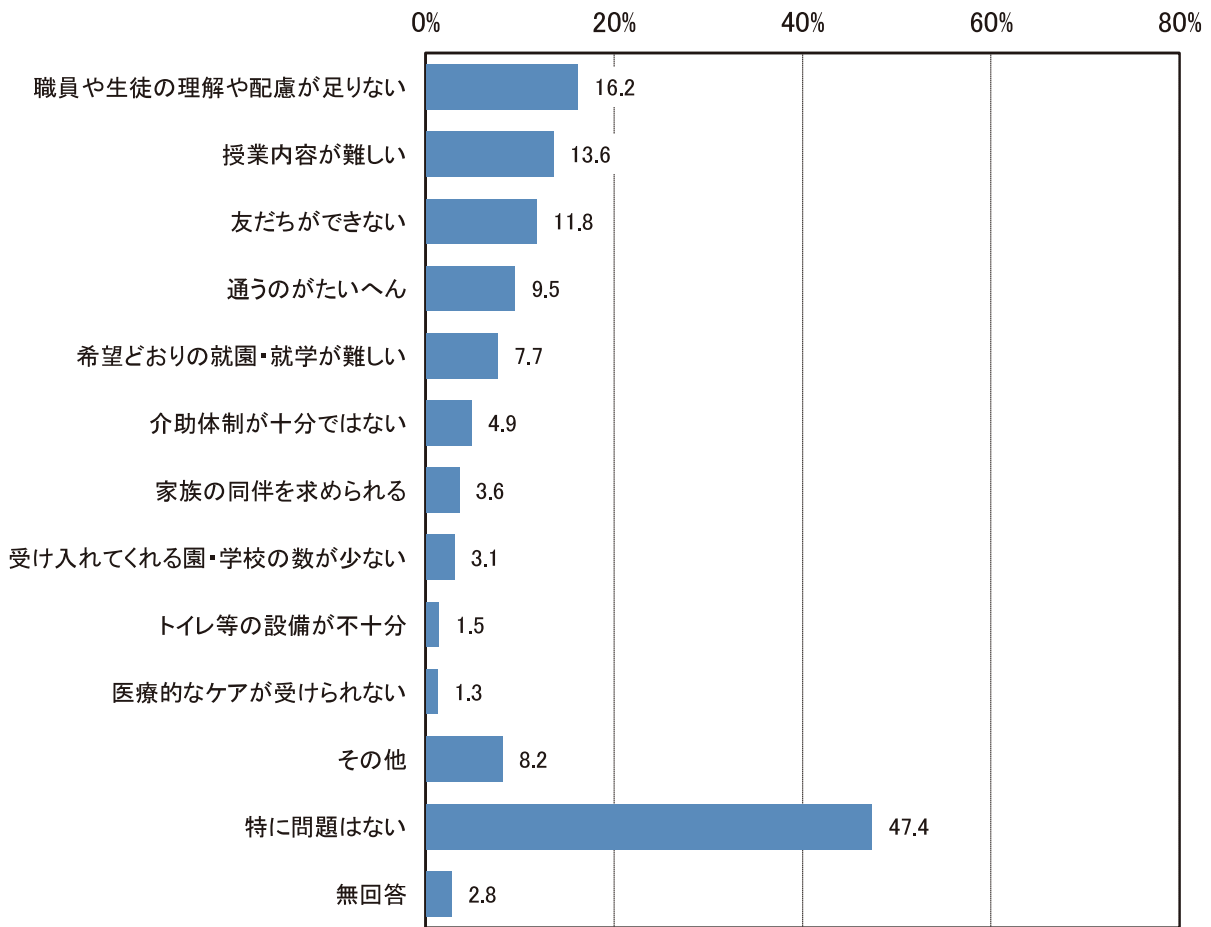
(障がい者の権利に関する条約第24条)

インクルーシブ教育システムとは，障がいのある人と障がいのない人がともに学ぶ仕組みであり，障がいのある子どもが教育制度一般から排除されないこと，地域において教育の機会が与えられること，個人に必要な「合理的配慮」が提供されることなどが必要とされています。

実態調査の結果によると，本市の障がい者が参加したいと思うスポーツや文化活動は多岐にわたっています。全ての障がい者の芸術及び文化活動への参加を通じて，障がい者の生活を豊かにしていくこと，また，これらの活動を通じて，障がい者等の体力の増強や交流，余暇の充実等を図っていく必要があります。

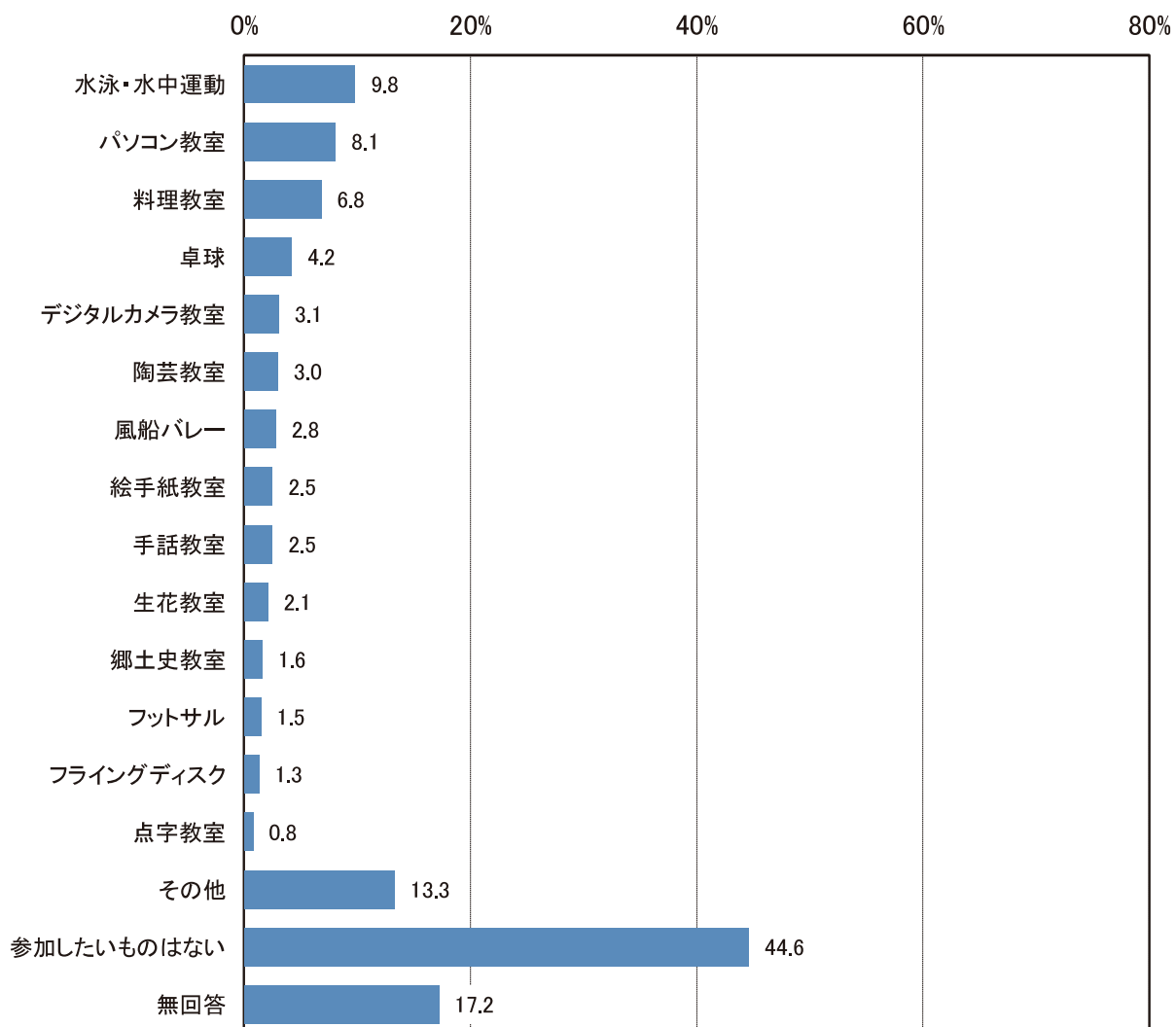
一方で，「参加したいものはない」との回答が44.6%あります。障がい者によって障がいの部位や程度は様々ですが，様々なスポーツや文化活動についての情報を提供することで，参加を促していくことが大切です。

図表 33 通園や通学をする場合に困っていること



計:390人

図表 34 どのようなスポーツや文化活動に参加したいか



計: 1,349人

第7章 総社市は障がい者の「教育」に責任をもちます

(1) 療育の充実

施策名	内容
療育相談, 訪問指導の充実	乳幼児健康診査後の要支援児への療育相談, 訪問指導の充実を図ります。
関係機関とのネットワークの整備	障がいのある子どもが適切な保健・医療・福祉等のサービスが受けられるよう, 児童相談所, 保健所, 関係医療機関, 児童発達支援センター及び療育事業所等とのネットワークの整備を図ります。
個々の子どもに合わせた支援の充実	障がいのある子どもとその家族のニーズや問題点を的確に把握し, 早期療育に結びつくような様々な情報を提供するとともに, 実施される障害児相談支援(計画作成)において, 個々の子どもに合わせた支援の充実を図ります。
療育を受けることのできる場の充実	関係機関との連携を図り, 協力を得ながら, 障がいのある子どもが療育を受けることのできる場の充実に努めます。
親の会の育成, 支援	障がいのある子どもとその家族同士が交流し相互に支え合うことで, 障がいのある子どもを育てる親の育児不安や負担感の軽減を図ることのできる親の会の育成, 支援を行います。
障がい児保育, 教育体制の推進	発達の遅れ, 偏りなどの状況に応じたよりよい療育につなげるためにはどのような場での支援が最善であるかを保護者と共に考えるとともに, 保育, 教育にあたっては, 必要に応じて専門機関との連携を図るなど, 一人ひとりの発達段階に応じたきめ細やかな対応に努めます。

(2) 学校教育の充実

施策名	内容
就学指導体制の充実	特別支援学校への就学が適当と思われる子どもが、地域の小・中学校への就学を希望する場合は、保護者と地域の学校と行政が連携した就学相談を実施し、保護者の意見を尊重しつつ共に考えていきます。
教育相談の充実	発達障がいのある子どもが思春期前後に二次的な障がい（精神疾患）を発症するケースが増えていることから、特別支援教育対象の子どもで二次的な障がいを発症する可能性のあるケースは、各校園において積極的に専門家による保護者等のカウンセリング、専門家や関係機関を交えたケース会議を開催していくよう研修で働きかけます。
特別支援学級等における指導・支援の充実	障がい等に応じた教育を保障するため、特別支援教育推進センター「きらり」を中心に、必要に応じた特別支援学級や通級指導教室等の指導・支援の充実に努めます。
通常の学級における指導・支援の充実	自閉症やアスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠如・多動性障がい（ADHD）等の特別な教育的支援を必要とする子ども一人ひとりに応じた教育の充実を図るため、インクルーシブ教育の理念を踏まえた通常の学級における指導・支援の充実に努めます。
進路指導の充実	進路後の生徒の学校生活への適応を円滑にするために、中学校と高等学校等の受入側の間で、生徒の特性や保護者の希望を踏まえた情報交換の場を設定するなど、双方の連携を深めるよう県の特別支援教育課や高校教育課等を通して、公立・私立の高等学校へ働きかけていきます。

(3) 生涯を通じた多様な学習活動の充実

施策名	内容
学習活動の支援	市図書館、公民館等の社会教育施設において、障がい者の利用に配慮した学習・活動の場を提供するよう努めます。
市主催事業での手話通訳等の実施	市主催の行事などに手話通訳者を配置し、聴覚障がい者の社会参加の機会の拡大と、活動の支援に努めます。
点字図書・録音図書・大活字本の整備充実	市図書館での点字図書・録音図書・大活字本を充実するよう努めます。

(4) 文化芸術活動、スポーツ等の振興

施策名	内容
文化活動の推進	障がい者も文化活動や文化サークルに気軽に参加できるように、実施方法の検討や情報の提供を行います。
スポーツ・レクリエーション活動の推進	障がい者の特性やニーズに応じたスポーツ競技等の導入推進に努め、障がい者のスポーツ・レクリエーションの普及を図ります。また、スポーツ体験講座や障がい者のサロン活動等についての情報提供を行います。
ボランティアの参加促進	障がい者スポーツ・レクリエーション大会へのボランティアの参加を促進し、障がい者スポーツに対する理解と関心の高揚を図ります。
芸術祭や展覧会等の開催支援	障がい者の参加する芸術祭や展覧会等の開催を支援します。
地域の人々との交流促進	市内の各種イベントが障がい者も参加しやすいものとなるよう努め、交流促進を図ります。